

不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業登録(更新・登録換え)

提出書類チェックリスト

番号	書類の名称	書類の要否		チェック欄	備考
		法人	個人		
1	登録申請書(別記様式7)	○	○		登録更新の場合は、有効期間満了の日の30日前までに申請されているか。 1～3は法定様式(宮崎県庁ホームページ「申請書ダウンロード」→「組織別一覧」→「県土整備部[用地対策課]申請書等一覧」→「不動産鑑定業者登録申請書(不動産の鑑定評価に関する法律第22条、26条)」)
	不動産鑑定業経歴書(添付書類(イ))	○	○		
	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名(添付書類(ロ))	○	○		
2	誓約書(法第25条各号)	○	△		① 当社は、法第25条第1号、第2号、第4号、第5号に該当しないことを誓約します。…各1部 ② 私共役員は、法第25条第1号～第5号(条文毎作成)に該当しないことを誓約します。…各1部
		△	○		① 私は、法第25条第1号～第5号(条文毎作成)に該当しないことを誓約します。…各1部
3	専任不動産鑑定士の任命書、辞令又は証明書	○	△		個人の場合で、登録申請者自らが専任鑑定士となる場合には不要
4	専任不動産鑑定士の登録年月日・登録番号が分かる証明書	○	○		不動産鑑定士の登録証明等、申請時点で鑑定士の登録が継続していることを証明できる書類
5	専任不動産鑑定士の住民票	○	○		登録申請日から3ヶ月以内に発行されたもの、個人業者で代表者と専任鑑定士が異なる場合は、代表者の住民票も必要
6	専任不動産鑑定士の略歴書	○	○		本書類のほか、法人・個人とも「9登録申請者の略歴書」の提出が必要。
7	定款又は寄付行為	○	不要		「目的欄」に「不動産鑑定評価業務」等の記載があること。末尾には、「原本の内容と相違ない」旨と会社名、代表者名を記入し、代表印を押印すること。袋とじ又は割印を行うこと
8	登記事項証明書	○	不要		現在事項証明書で可。申請日から3ヶ月以内に発行のもの
9	登録申請者の略歴書	○	○		法人の場合は監査役を除く。代表取締役をはじめ登録申請書の「役員氏名」欄に記載した役員全員について作成すること。
10	案内図	○	○		事務所の所在地が分かる地図等の写し (法人) 登記事項証明書で事務所所在地が確認できない場合には賃貸借契約書(写)等 (個人) 本人所在地に事務所を設ける場合・・・住民票 本人住所地以外に事務所を設ける場合には賃貸借契約書(写)等
11	宮崎県収入証紙	○	○		新規 15,600円 更新 12,400円
12	提出部数(正1通、副1通)	○	○		副本はコピーで可